

(別紙) 中部運輸局二次評価結果 令和6年3月21日付け中運交企第191号通知

自治体・協議会名	静岡県生活交通確保対策協議会
評価対象事業	地域間幹線系統 調査事業(計画策定)

二次評価結果

評価できる取組

- ・昨年度に続き、県内のバス及びタクシー事業者に対して燃料高騰や物価高騰に対する支援を実施し、公共交通の確保維持に努められたことを評価します。
- ・地域間幹線系統について、引き続き、関係する各市町の協議会の場で評価の共有を行っていることを評価します。
- ・昨年度の第三者評価委員会及び二次評価の助言を踏まえ、一日当たりの輸送量等の評価指標の追加のほか、評価項目の分類・整理や配点方法など、地域間幹線系統に係る評価基準等の見直しを進められていることが確認できました。
- ・令和6年3月の地域公共交通計画の策定に向け、静岡県地域公共交通活性化協議会にて協議等が進められていることを確認しました。

期待する取組

- ・地域間幹線系統の評価基準等の見直しに際しては、策定予定の地域公共交通計画に掲げる基本方針等との関係や運転者不足といった社会情勢などにも留意しつつ、見直しに係る検討が進められることを期待します。
- ・地域間幹線系統については、定期的な状況把握やレビュー、各市町の協議会の場における共有など、引き続き、仕組みとして取り組まれることを期待すると共に、その仕組みが計画に位置付けられることを期待します。
- ・策定予定の地域公共交通計画に基づき、持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの確保維持や利用促進などを図られることを期待します。
- ・運転者不足や運転者に係る働き方改革の動向も踏まえながら、国、市町、事業者等と連携しながら人材確保に係る取組や支援を進められることを期待します。

③ 施策と各事業

設定した県内共通の3つの目標と施策について、施策を推進していく際の事業を整理しました。「将来、目指す姿」の実現に向け、各事業を着実に進めていきます。

目標 1 | 公共交通ネットワークの維持確保

施策 1 | 広域幹線交通の維持確保

拠点間を結ぶ広域的な幹線交通の維持確保により、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進していくことが求められています。利用者にとって役に立つ地域間幹線系統となるよう、毎年度行う評価結果を踏まえつつ、限りある資源（人材、車両等）を効率的に活用することで、広域幹線交通の維持確保を図ります。

また、広域幹線交通を担う公共交通事業者に対し、広域幹線交通の維持確保に向けた各種助成制度に則った支援を行うとともに、制度の周知を図ります。

① まちづくりと連携した地域間幹線系統の維持・向上

取組主体	取組内容	スケジュール					
		2024	2025	2026	2027	2028	2029以降
国	取組事例等の情報提供、法令等に則った指導・助言	実施					
県	県内地域間幹線系統の評価結果のとりまとめ、 <u>市町地域公共交通会議等と連携した広域での取組の検討・推進</u>	実施					
市町	各市町に関係する地域間幹線系統の評価結果の共有、 <u>県・他市町地域公共交通会議等と連携した広域での取組の検討・推進</u>	実施					
交通事業者	各地域間幹線系統の評価、評価結果を踏まえた取組の検討・推進	実施					

次期計画を反映

② 事業者等への助成による支援

取組主体	取組内容	スケジュール					
		2024	2025	2026	2027	2028	2029以降
国	補助制度等による財政支援 ※対象とする地域間幹線系統については別冊に記載	実施					
県	補助制度等による財政支援 ※対象とする地域間幹線系統については別冊に記載	実施					
市町	利用者の意見等の把握、情報共有	実施					
交通事業者	利用者の役に立つ補助制度の活用	実施					

第2節 評価体制

本計画全体の評価は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Act（改善・見直し）のPDCAサイクルの考え方のもと、評価指標に基づき、毎年度、静岡県地域公共交通活性化協議会に設ける評価委員会において事業の問題点や改善要望を把握し、評価・検証を行います。

この結果を踏まえ、静岡県地域公共交通活性化協議会において計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画や事業の見直しを行うとともに、各市町地域公共交通会議等と連携した取組や、必要となる資源の確保についても検討します。

なお、社会情勢の変化や地域の実情に対する配慮も必要なことから、新たな指標の設定や既存の補助金の再編などを含め、適宜計画の見直しを行います。

